

令和5年8月1日 開会

令和 年 月 日 閉会

令和5年

## 第3回別海町議会臨時会議案

別海町議会

令和5年 第3回別海町議会臨時会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第65号	令和5年度別海町一般会計補正予算	1
議案第66号	工事請負契約の締結について	2
議案第67号	工事請負契約の締結について	3
議案第68号	財産の取得について	4
報告第9号	専決処分の報告について	5

議案第65号

令和5年度別海町一般会計補正予算

令和5年度別海町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和5年8月1日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第66号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月1日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 契約の目的 酪農工場及び農漁村加工体験施設機械設備改修工事
- 2 契約の方法 簡易公募型指名競争入札による契約
- 3 契約金額 82,390,000円  
(内消費税及び地方消費税額 7,490,000円)
- 4 契約の相手方 野付郡別海町中春別西町6番地  
株式会社高橋工業  
代表取締役 高橋 宗靖

議案第67号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月1日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 契約の目的 町道別海商工団地中央通線改良舗装工事
- 2 契約の方法 簡易公募型指名競争入札による契約
- 3 契約金額 51,425,000円  
(内消費税及び地方消費税額 4,675,000円)
- 4 契約の相手方 野付郡別海町別海99番地43  
島影建設株式会社  
代表取締役社長 島影 輝雄

議案第68号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月1日提出

別海町長 曾根 興三

- 1 取得する財産の種類及び数量  
    広報車 1台
- 2 取得の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得価格 16,500,000円  
    (内消費税及び地方消費税額 1,500,000円)
- 4 取得の相手方 釧路市鳥取大通9丁目2番  
    帯広日産自動車株式会社 法人営業部  
    課長 堀江 保博

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月1日提出

別海町長 曾 根 興 三

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月31日

別海町長 曾 根 興 三

### 和解及び損害賠償額の決定について

令和5年2月15日、別海町西春別駅前寿町123番地先路上において、別海町が発注する業務の受託業者職員が運転する別海町所有の塵芥収集車と相手車両が接触し、塵芥収集車及び相手車両が破損した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおり和解を成立させ損害賠償額を決定する。

#### 1 当事者

甲 別海町在住の個人

乙 別海町長 曾 根 興 三

#### 2 和解条件

- (1) 事故の責任割合は、甲が95%、乙が5%とする。
- (2) 甲は、本件事故により、車両損害料で金487,500円の損害を被った。
- (3) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金24,375円を支払う。
- (4) 乙は、本件事故により、車両損害料で金662,299円の損害を被った。
- (5) 甲は、上記損害額について乙に対し賠償する義務があることを認め、金629,184円を支払う。
- (6) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には何らの債権債務がないことを確認する。

